皇室事項

信任状捧呈式

四月五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在リトアニア国特命全権大使グティミナス・バルブオリスの信任状捧呈式を行われた。

四月五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ウズベキスタン国特命全権大使ガイラト・ガガニエヴィチ・ファジーロフの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

平成30年４月９日　総務大臣　野田　聖子

1　訓練の実施期日及び時間　平成30年７月３日（火）から同月５日（木）までの３日間、午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795 東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　平成30年４月19日（木）から同年５月18日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成30年５月18日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９　カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

国家試験

公認心理師試験の施行の変更

平成30年２月２日付け官報「公認心理師試験の施行」で公告した第１回公認心理師試験の施行を次のとおり変更するので公告する。

平成30年４月９日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

1　変更内容　「２　試験地」について、試験地に北海道を追加する。

2　変更後の試験地　北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

3　その他　この変更に関する問い合わせは、一般財団法人日本心理研修センター（郵便番号112―0006　東京都文京区小日向４―５―16ツインヒルズ茗荷谷10階　電話番号03（6912）2655）に対して行うこと。

公聴会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成30年４月９日

国土交通大臣　石井　啓一

1　事案の内容　平成30年国土交通省告示第594号に係る成田国際空港について指定した空港の範囲の変更について

2　日時　平成30年５月８日午後２時

3　場所　千葉県成田市松子393大栄公民館

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室長（同室長が出席できないときは首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成30年４月20日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法人にあっては、その名称、住所及び電話番号並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴

⑴　傍聴を希望する者は、郵便事業株式会社が発行する往復はがき（一人一通に限ることとし、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所（郵便番号を付記すること。）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成30年４月20日午後５時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室に申し込むこと。

⑵　傍聴人の人数は、100人以内とし、傍聴申込みがこれを超える場合は、受付順に選定する。

⑶　公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。